

(2) 一般分（その他事業）

(1) に掲げる指定テーマ以外に、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組等と認められるものについて、予算の範囲内で採択を行う。

4 補助基準額等

(1) 補助基準額

1事業当たり1,500万円を上限とする。

ただし、事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、この限りではない。

(2) 補助率

定額 10/10相当

(3) 補助対象経費

障害者保健福祉推進事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食料費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金等（〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）

各項目の具体的な支出例は、以下のとおりである。

番号	項目	具体的な支出例
1	報酬	・非常勤の職員の報酬 ・自治体に付属機関として設置される審査会、審議会等の委員その他の構成員の報酬
2	賃金	・一時的に雇用される職員に対して労働の対価として支払う金銭（正職員の給料は補助の対象とならない）
3	共済費	・1, 2の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
4	報償費〔諸謝金〕	・協議会等の構成員に対する謝礼 ・講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 （いずれも金銭、物品を問わない）
5	旅費	・調査研究のために行う国内外の旅行経費
6	消耗品費	・各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、又は毀損しやすいもの、長期間の保存に適さない物品の購入費
7	燃料費	・自動車等の燃料の購入費
8	食料費〔会議費〕	・会議用、式日用の茶菓代（弁当等の食事代は含まない）
9	印刷製本費	・報告書、パンフレット等の印刷、製本の経費
10	光熱水費	・電気使用料、ガス使用料、水道使用料等及びこれらの使用に伴う計器類の使用料

1 1	役務費 [雑役務費、通信運搬費]	・ 郵便料、運搬料、電信電話料 ・ 新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用 ・ 銀行振込手数料、翻訳手数料
1 2	委託料	・ アンケートの集計作業等を第三者に行わせる場合の経費
1 3	使用料及び賃借料	・ 講演会等の会場借上料、パソコン等の機械の借上料、有料道路通行料等
1 4	備品購入費	・ 点字プリンター等リースになじまない物品の購入費 (※パソコン等、OA機器の購入は補助対象外)
1 5	負担金	・ 研修会等の参加負担金等

5 留意事項

(1) 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

ア 単年度で終了しない事業

イ 障害者自立支援法等の法定サービスで対応できる事業

ウ 事業の主たる目的である事務・事業を事業主体が実質的に行わず、第三者に委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業

エ 事業の大部分が備品購入費である事業

オ 営利を目的とする事業

(2) 事業内容、実施方法等においては、以下の点に配慮すること。(事業内容上馴染まない場合を除く。)

ア 地域で策定した障害福祉計画と適合し、その推進を図る事業であること。

イ 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

ウ 学識経験者等の外部委員を含めた検討委員会を設置する等、客観的な体制で評価・分析が行われること。

エ 指定テーマに基づく事業を協議する場合には、可能な限り、あらかじめ指定テーマ表の下欄に記載している担当課と連絡をとり、事業内容が指定テーマに合致することを確認の上、協議書を提出すること。(担当課との事前協議は必須ではないが、事前協議を行っていない場合には、該当する指定テーマの変更又は指定テーマ分から一般分に変更する等を行うことがある。)

オ 事業内容に即した事業費の見積もりであり、経理担当者が明確であること。なお、報酬、賃金、報償費については、団体の内規に従って積算を行うこと。

カ 調査研究に当たり必要となるOA機器類(例：パソコン、プリンター等)の調達はリースにより行うこと。ただし、事業の遂行上必要不可欠なものでリースにより調達が困難な場合(例：点字プリンター等)については、この限りでない。

なお、この場合にあつては、「購入予定備品一覧(別紙2)」を協議書に添付すること。

キ 建物の改修費等の工事費は、補助対象とならないこと。

- ク 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して実施する必要性がある事業を行う場合には、「障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書（別紙3）」を協議書に添付すること。
- ケ 調査研究の成果等をまとめた報告書冊子を作成すること。（なお、報告書冊子は、国立国会図書館に納本を行うことを予定。）
- コ 事業の実施状況、成果は、実施主体のホームページ等を通じて情報発信に務めること。
- ※1 実施主体のホームページ等による公表について
- 補助金交付決定時に、事業目的及び事業計画等
 - 事業完了後、事業の成果の概略
- 上記の計2回以上、公表を行うことが望ましい。
- ※2 当省のホームページ等による公表について
- 事業の実施成果については、当省のホームページ等により公表する。
- サ 独立行政法人福祉医療機構の「長寿・子育て・障害者基金」助成事業等の各種助成事業を受けている場合には、本補助金との会計上の処理を明確に分離する等、適正な会計処理に努めること。
- シ 複数の団体が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表団体として選定し、当該団体が協議申請を行うこと。（連名による協議申請は認めない。）
- ス 地方公共団体職員等を対象とした会議において、調査研究の成果を発表していただく場合があること。
- セ 補助金の支払いは、概算払いを予定しているが、場合によっては、精算払いとなる可能性があることをあらかじめ承知しておくこと。

(3) 一の実施主体が複数の提案をする場合には、以下の条件を満たすこと。

- ア 異なる指定テーマ（例えば、指定テーマ1と指定テーマ6等）に関する事業を実施するものであること。（指定テーマ個表中、事業内容欄に記載している事業を複数実施する場合には複数の提案を認めない。一つの申請にまとめること。）
- イ 内容が十分に検討・精査されたものであること。
- ウ 仮に提案が全て採択されたとしても適切に実施できること。

6 提出書類

(1) 障害者保健福祉推進事業の実施に係る次の書類

ア 平成21年度障害者保健福祉推進事業実施協議書（別紙様式）

※ 一の実施主体が複数の提案をする場合には、提案毎に作成すること。

イ 平成21年度障害者保健福祉推進事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙1）

ウ 購入予定備品一覧（別紙2）

エ 障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書（別紙3）

※ 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して調査を行う必要がある事業を行う場合に提出すること。

※ 上記アからエの書類については、当省ホームページよりダウンロードをして使用すること。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/other/index.html>）

(2) 平成21年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本

(3) 団体の概要、活動状況に係る次の書類(地方公共団体は提出不要)

ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等

イ 役員名簿

ウ 団体概要及び活動実績がわかるパンフレット、事業報告書等

(4) その他

事業の内容について参考となる資料等

7 提出期限

平成21年3月27日(金)(持参の場合は、午後5時まで)

※ 地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。

※ 提出期限を経過して届いた協議書については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

8 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

なお、昨年度までは、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)の協議書の提出を都道府県経由としていたが、今回からは、直接、厚生労働省に送付すること。(採択された市町村の事業概要については、別途、都道府県に情報提供を行う予定。)

◀提出書類の送付先▶

郵便番号 100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自治体支援係

※封筒表面に、赤字で「平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト協議書在中」と記載のこと。

(2) 提出書類のうち、平成21年度障害者保健福祉推進事業実施計画書及び所要額内訳書(別紙1)については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレス宛に送付すること。(送付する際はメールの表題に「(団体名)障害者自立支援調査研究プロジェクト実施協議」と入れること。)

なお、当該メールが「7」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、協議書を受け付けないので、留意すること。

◀電子媒体送付先アドレス▶

syougaiikaku@mhlw.go.jp

9 採択方法

提案については、有識者で構成する障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会における評価を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。(※平成21年6月上旬に決定・内示の予定)

10 本事業に係る照会先

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

〔事業全般、事務手続に関すること〕

企画課 天田、松本、岡崎 電話 03-5253-1111 内線 3007,3028

〔指定テーマの内容に関すること〕

「平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ」個表の下欄に掲げる「問い合わせ先」とする。

※ 前年度からの変更点及び特に重要と思われる箇所については、下線を引いているので、協議申請書の作成にあたっては、当該部分に特に留意すること。

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【 個 表 】

<p>テーマ番号 1</p>	<p>今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業</p>
<p>概要（目的）</p>	<p>社会保障審議会障害者部会の報告書においては、地域における相談支援体制の強化、ケアマネジメントや自立支援協議会の充実について検討を進めていくこととされている。また、障害者のケアマネジメントの前提として、個々の状態像から支援の必要性を的確に推定することも重要である。</p> <p>このようなことから、現在の状況分析に基づく具体的な課題の明確化や相談支援を行う者の育成のあり方等についての調査研究を行う。</p>
<p>実施主体</p>	<p>○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体</p>
<p>事業内容</p>	<p>① 総合的な相談支援体制を充実させていくための拠点的な機関の設置や事業者間の連携方法など、地域における相談支援体制のあり方に関する調査研究事業</p> <p>② 質の高いケアマネジメントを行うとともに、支給決定プロセスに反映していくための手法の調査研究事業</p> <p>③ 相談支援従事者初任者（現任）研修の効果的な実施方法など、人材の育成や活用に関する調査研究事業</p> <p>④ 自立支援協議会のあり方についての調査研究事業</p> <p>⑤ 障害児者の権利擁護や虐待の防止に関する調査研究事業</p> <p>⑥ 障害者の状態像に応じた標準的な支援の必要性の客観的評価に関する調査研究事業</p> <p>⑦ 医療ニーズの高い精神障害者等のケアマネジメントにおける福祉・医療の連携を推進する部署・機関等の構築や人材の育成等に関する調査研究事業</p> <p>⑧ 精神保健福祉士等の指導者養成プログラムの開発に関する調査研究事業</p> <p>⑨ 発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方（人材育成、地域連携体制など）に関する調査研究事業</p> <p>⑩ 精神障害者・発達障害者等やその家族を、ピアサポートを行う人材として養成するための調査研究（当事者の雇用を図るための研究を含む。）</p> <p>⑪ その他今後の相談支援のあり方について研究する事業</p>
<p>その他</p>	<p>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</p> <p>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</p> <p>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</p> <p>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>障害福祉課 相談支援係（内線3149）・・・①～⑤、⑪ 精神・障害保健課 障害保健専門官（内線3064）・・・⑥～⑩</p>

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【 個 表 】

<p>テーマ番号 2</p>	<p>障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業</p>
<p>概要（目的）</p>	<p>障害者の地域生活への移行、自立支援を一層促進するため、障害特性や利用者のニーズを踏まえたサービス向上のための調査研究や、事業者のスキルアップのためのプログラム開発等を支援することを目的とする。</p>
<p>実施主体</p>	<p>○ 対象サービスを実施する事業者 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体 ※単独団体による調査研究事業も可とするが、地域支援ネットワークを構成する複数事業者での共同研究が望ましい。</p>
<p>事業内容</p>	<p>① 訪問系サービスを実施している事業者等が実施する、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の移動時の支援に係る新たなサービスの対象者の範囲、支援内容、従業者の要件等に関する調査研究事業 ② 行動援護の従業者等の質の向上を目指した研修プログラムの開発、その他行動援護の普及・効果的な実施に関する調査研究事業 ③ 障害者支援施設等における以下の取り組み ・効果的なユニットケアについての調査研究事業 ・従事者のスキルアップ、キャリアアップをサービスの質の向上に繋げるための調査研究事業 ・個別支援計画に基づき利用者の意志及び人格を尊重した効果的なサービスを提供するための調査研究事業 ④ 訪問による自立訓練や宿泊型自立訓練を活用した効果的自立訓練の実施方法、障害者の外出のための訓練ニーズへの的確かつ効果的な対応に関する調査研究事業</p>
<p>その他</p>	<p>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>障害福祉課 訪問サービス係 (内線3038) …①、② 福祉サービス係 (内線3036) …③ 地域移行支援係 (内線3044) …④</p>

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【 個 表 】

<p>テーマ番号 3</p>	<p>障害者の就労支援に係る福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業</p>
<p>概要（目的）</p>	<p>社会保障審議会障害者部会において、「福祉施策における就労支援について労働施策からみた場合の位置付けや課題、A型における雇用契約と利用契約の関係、在宅就労の在り方も含めた、障害者の就労支援に関する福祉施策と労働施策、教育施策との関係のあるべき方向について、今後とも更に検討していくべきである」との指摘があり、そのための調査、研究開発等を行う。</p>
<p>実施主体</p>	<p>○ 都道府県、市町村、社会福祉法人、公益法人等の団体 ※単独団体による調査研究事業も可とするが、地域支援ネットワークを構成する複数事業者での共同研究が望ましい。</p>
<p>事業内容</p>	<p>○ 福祉施策における就労支援について、労働施策からみた場合の位置付けや課題に関する調査研究事業 ○ A型における雇用契約と利用契約の関係に関する調査研究事業 ○ 在宅就労の在り方に関する調査研究事業 ○ 障害者の就労支援に係る福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方に関する調査研究事業</p>
<p>その他</p>	<p>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>障害福祉課 就労支援係 （内線3045）</p>

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【 個 表 】

<p>テーマ番号 4</p>	<p>就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業</p>
<p>概要（目的）</p>	<p>就労系事業所への発注促進について、企業等からの需要の掘り起こしや、個々の就労系事業所では単独で受注が困難な、企業等からの大口発注について、法人を超えて複数事業所が地域で連携を図ることで大口発注に対応することができないか、地域における受注システムや流通システム等について調査研究を行う。</p>
<p>実施主体</p>	<p>○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体</p>
<p>事業内容</p>	<p>○ 就労系事業所への発注を促進する手法について、次の事項に関する調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の事業所の生産状況を把握するとともに、企業等からの大口顧客のニーズ分析 ・ 法人を超えた複数事業所が地域で連携を図るために必要となる条件（受注システムや流通システム等の分析）
<p>その他</p>	<p>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>障害福祉課 就労支援係 （内線3045）</p>

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【 個 表 】

<p>テーマ番号 5</p>	<p>障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業</p>
<p>概要（目的）</p>	<p>「障害児支援の見直しに関する検討会」及び「社会保障審議会障害者部会」の報告書において「障害児通園施設の一元化」、「入所施設の一元化」の方向性が示された。こうした動向を踏まえ、通園施設については、平成20年度同プロジェクトにおいて知的障害、肢体不自由、難聴の各障害児通園施設の一元化と児童デイサービスのあり方等について調査研究を行っているところ。</p> <p>一元化を円滑に行うため、今後さらにそれぞれの施設の持つ専門性を維持しつつ、障害特性に応じた適切な発達支援のための職員の専門性の向上が重要である。このため、新たな障害児施設を念頭において職員養成のための研修カリキュラム並びに研修テキストの作成、及び検証のための模擬研修を行う。</p> <p>また、新たな障害児施設におけるサービス管理責任者のあり方等について検討を行う。</p>
<p>実施主体</p>	<p>○ 社会福祉法人、公益法人等の団体</p>
<p>事業内容</p>	<p>○ 新しい障害児施設の機能に応じた職員養成研修に関する調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい障害児施設の機能に応じた職員養成のための研修カリキュラムの作成 ・ 研修カリキュラムに則った研修テキストの作成 ・ 研修カリキュラムに則った模擬研修会の実施 <p>○ サービス管理責任者のあり方に関する調査研究事業</p>
<p>その他</p>	<p>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</p> <p>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</p> <p>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</p> <p>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>障害福祉課 障害児支援係 (内3037)</p>